

5
は、その額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他分離費用身替り妥当支出法を基準とすることが著しく不適当であると認められる場合においては、優先支出法その他国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として算定することができる。

第二条 前条第一項及び第五項に規定する分離費用
身替り妥当支出法は、多目的ダムの建設の目

的である各用途について次に掲げる金額を合計した金額をそれぞれの用途についての負担額と

二 一
分離費用の額
身替り建設費及び妥当投資額のうち、いづれ

か少ない金額から多目的ダムの効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設

（いは「他物」の「多用」の「間違加誤」という。）で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用及び分離費用の額を空余

た金額（多目的ダムの建設が完了した時から相当の期間を経過した後に多目的ダム及び多

目的タムの関連施設の効用が発生することとされており、かつ、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して三つの要件を精巧化する

にあつては、身替り建設費及び妥当投資額のうちいづれか少ない金額から多目的ダムの関

連施設で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額を控除した金額を国土交通

で除して得た金額から分離費用の額を控除した金額）を算出し、その金額の合計額に對す

るその金額の比率をもつて、多目的ダムの建設に要する費用の額から分離費用の額の合計

2
多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の
目的である二以上の用に供されるの（多目

的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものを除く。があるときは、前項第二号の規定の適用については、当該各用途につき国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として当該多目的ダムの関連施設の設置に要する費用をあん分した金額を多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものに設置に要する費用の額とみなす。

(優先支出法)

第三条 第一条の二第五項に規定する優先支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途の優先順位に従つて、順次、当該用途に係る身替り建設費及び妥当投資額のうちいづれか少ない金額から多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額を控除した金額を算出し、その金額（第二順位以下の用途については、その金額が多目的ダムの建設に要する費用の額から先順位の用途について算出されたその金額の合計額を差し引いた残額を超えるときは、その残額）をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

前項に規定する各用途の優先順位は、国土交通大臣が、関係行政機関の長と協議して、当該用途の緊要度に応じて定める。

前条第一項の規定は、第一項の場合に準用する。

第四条 第一条第一項に規定する分離費用は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダムの建設に要する費用の額から多目的ダムの建設に替えて当該用途を除く他の用途のすべてに供されるダムでこれらの用途について多目的ダムが有する効用と同等の効用を有するものを設置する場合に要する推定の費用の額を控除した額とする。

(身替り建設費)

第五条 第一条第一項第二号及び第三条第一項に規定する身替り建設費は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設に替えて、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設が有する効用と同等の効用を有する施設又は工作物を設置する場合に要する推定の費用の額とする。

(妥当投資額)

第六条 第一条第一項第二号及び第三条第一項に規定する妥当投資額は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設が有する効用を金銭に見積つたものから当該用途のため多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の運転及び管理等に要する推定の費用の額を控除した金額を、利子率、耐用年数及び当該用途が発電以外のものである場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率を勘案し、多目的ダムの関連施設について国有資産等

所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十九号）の規定の適用があるときは、同法第三条第一項の率を勘案し、当該用途が発電である場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率と同項の率とを勘案し、多目的ダムの関連施設について同法の規定の適用があるときは、同項の率の十分の五の率を勘案して、それぞれ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額とする。ただし、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の設置の完了前にその設置に要する費用に充てる資金について支払われなければならない利息がある場合においては、その金額を国土交通大臣が関係行政機関の

長と協議して定める建設利息の率に一を加えた数でさらに除して得た金額とする。

第六条の二 第一条の二第一項及び第二項第一号
イニ規定する事業の縮小ニ係る不要支出額は、

多目的ダムの建設に要する費用の額と、当該事業の縮小後の多目的ダムが有する効用と同等の

費用の額との差額とする。

する基本計画の廃止に係る不要支出額は、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要す

る費用の額の、当該基工計画の廢止並に廃計
した当該多目的ダムのうち治水関係用途に供す
る二工事がさること忍のつらう部分の建設に要す

る推定の費用の額との差額とする。
（投資可能限度額）

第六条の三 第一条の二第二項から第四項までは、規定する投資可能限度額は、多目的ダムの建設の一つづつに適用する。

妥当投資額のうちいづれか少ない金額から当該多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供され

るものの建築は要する費用の額を控除した金額をいう。

第七条 基本計画で定められた多目的ダムの建設に要する費用についての負担割合は、多目的ダム

ムの建設が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更により当該負担割合を変

の規定により算定した負担割合に変更することができるものとする。

第八条 法第七条第一項の負担金の額を算出する
(費用の範囲等)

第八条 法第七条第一項の負担金の額を算出する場合の多目的ダムの建設に要する費用の範囲

は、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものの設置のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、事務取扱費、実施計画調査費及び災害復旧費並びに附属諸費（基本計画の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）とする。

2 次に掲げる額があるときは、当該額を前項の多目的ダムの建設に要する費用の額から控除するものとする。

一 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担させる同項の負担金に相当する額

二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十七条又は第六十八条第二項の負担金に相当する額

三 法第四条第四項の基本計画の変更又は廃止の場合であつて当該変更又は廃止前に事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者の法第七条第一項の負担金の額として第一条の二第二項の規定により算出した額

（法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限等）

第九条 法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限は、負担金の区分に応じ、次に定めるところによる。

一度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付すること。

二 事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金の額として第一条の二第二項又は第四項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した法第七条第一項の負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、当該事業からの撤退後に国土交通大臣が定めることにより納付すること。

国土交通大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、前項第一号に掲げる負担金について精算しなければならない。

（都道府県の負担額から控除する負担金等）

第十条 法第八条の多目的ダムの建設に要する費用の額からその額を控除する政令で定める負担金は、法第九条及び第十条並びに河川法第六十七条及び第六十八条第二項の負担金とする。

2 法第八条の都道府県が収納する政令で定める

負担金は、法第九条及び第十条の負担金とする。

(法第九条第一項の政令で定める用途)

第十一條 法第九条第一項の政令で定める用途は、発電とする。

(負担金の徴収を受ける者の範囲)

交通大臣が負担金を徴収する場合における同項の負担金(以下この条から第十二条の五までにおいて「負担金」という。)の徴収を受ける者は、当該多目的ダムの基本計画の作成の公示の日又は同日後当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間ににおいて、当該多目的ダムの建設される河川(当該河川の流水の流入により流量の増加する他の河川を含む。)の流水を利用して発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可又は同法第二十三条の規定による登録を受けている者で、当該多目的ダムの建設により当該発電事業に係る発電所の出力及び電力量の増加による利益を受けることが基本計画により明らかであるものであり、かつ、当該利益について次の要件を備えるものとする。

一 第十二条に規定する妥当投資額を算出する方法を基準として国土交通大臣が関係行政機関と協議して定める方法により当該利益を金銭に見積もった額(以下「受益額」といふ。)が、基本計画の作成の際公示された当該多目的ダムの建設に要する費用の額に千分の一を乗じた額を超えるものであること。

二 当該利益に係る発電事業を営むことについて、河川法第二十三条の規定による許可又は同法第二十三条の規定による登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

(負担金の決定)

第十二条の三 国土交通大臣は、負担金を徴収しようとするときは、負担金の額を決定し、負担金の徴収を受ける者に通知するものとする。

(負担金の取消し及び変更)

第十二条の四 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、前条の決定を取り消すものとする。

一 基本計画が廃止されたとき。

二 基本計画の変更により、負担金の徴収を受ける者が多目的ダムの建設による利益を受けなくなつたとき。

三 基本計画の変更により、受益額が第十二条の二第一号に該当しなくなつたとき。

四 当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、第十二条の二に規定する許可が取り消されたとき、又は同条第二号に規定する許可を受けることができないことが明らかとなつたとき。

五 当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、第十二条の二に規定する許可が取り消されたとき、又は同条第二号に規定する許可を除く。)は、前条の決定を変更するものとする。

(負担金の徴収)

國土交通大臣は、基本計画の変更により受益額に変更を生じたとき(前項第三号に該当する場合を除く。)は、前条の決定を変更するものとする。

(負担金の徴収)

負担金は、第十二条の三に規定する通知があつた日以後当該多目的ダムの建設の完了の公示の日までの間において、毎年度、國土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定めた額を、國土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。

二 第十二条の三に規定する決定の通知があつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合においては、前項の規定にかかわらず、國土交通大臣は、別に徴収の期日及び当該期日に徴収すべき負担金の額を定めることができる。

(法第十条第一項の政令で定める割合)

第十二条 法第十条第一項の政令で定める割合は、十分の一とする。

(法第十条第一項の負担金の徴収)

法第十条第一項の負担金は、元利均等年賦支払の方法(当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法)により支払わせるものとする。

(法第十一条第一項の負担金の徴収)

法第十一条第一項の負担金は、元利均等年賦支払の方法(当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法)により支払わせるものとする。

(法第十二条第一項の負担金の徴収)

法第十二条第一項の負担金は、元利均等年賦支払の方法(当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法)により支払わせるものとする。

(法第十三条第一項の負担金の徴収)

法第十三条第一項の負担金は、元利均等年賦支払の方法(当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法)により支払わせるものとする。

(法第十四条第一項の負担金の徴収)

法第十四条第一項の負担金は、元利均等年賦支払の方法(当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法)により支払わせるものとする。

(法第十五条第一項の負担金の徴収)

法第十五条第一項の負担金の額は、当該ダムの使用権の設定の目的である用途に係る妥当投資額から多目的ダムの閑延施設でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用を控除した額とする。

(法第十六条第一項の負担金の徴収)

法第十六条第一項の負担金は、前項の場合に準用する。

(操作規則に定める事項)

第十七条 多目的ダムの操作規則に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 洪水期、かんがい期等の別を考慮して定められた各期間における最高及び最低の水位並びに貯留及び放流の方法

二 多目的ダム及び多目的ダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備、多目的ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測並びに放流の際にるべき措置に関する事項

三 その他多目的ダムの操作に関する必要な事項(放流に関する通知等)

(放流に関する通知等)

第十八条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水の放流に関し、法第三十二条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知しようとするときは、流水を放流する日時のほか放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込を示して行い、一般に周知する。

(放流に関する通知等)

(法第十二条の還付金の額)

第十四条 法第十二条の規定により還付する既に納付した法第七条第一項の負担金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合、ダム使用権者が負担する負担金の額は、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)にダム使用権者管理費用負担割合を乗じて得た額並びに当該ダム使用権者のために行う当該多目的ダムの維持、修繕その他の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税に相当する額とする。

二 ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により当該事業が縮小され、又は当該事業に係る基本計画が廃止されたときに当該者が還付する場合、当該者が既に納付した法第七条第一項の負担金の額から当該者について第一項の負担金の額から当該者に付する場合又は第四項の規定により算出した額を超えた額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。

三 第十二条の二に規定する決定の通知があつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合においては、前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、別に徴収の期日及び当該期日に徴収すべき負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

四 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

五 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

六 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

七 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

八 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

九 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十一 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十二 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十三 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十四 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十五 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十六 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十七 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

十八 第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。

(法第十二条の三に規定する決定の通知のあつた日が当該多目的ダムの建設の完了の公示の日が当該多目的ダムの建設の完了の年以降の年度に属する場合における負担金の額を定めることができる。)

させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、立札による掲示を行はねば、サイン、警鐘、拡声機等により警告しなければならない。

(管理費用の負担割合等)

第十九條 法第三十三条の規定によりダム使用権者が負担する負担金の額は、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)にダム使用権者管理費用負担割合を乗じて得た額並びに当該ダム使用権者のために行う当該多目的ダムの維持、修繕その他の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税に相当する額とする。

二十条 国土交通省令への委任

においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県及びダム使用権者は、国土交通大臣の定めるところにより、それぞれ河川法第六十条第一項又は法第三十三条の規定による負担金を国庫に納付しなければならない。

びこの政令の実施のため必要な手続その他の細則は、国土交通省令で定める。

附 則

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(建設中又は既設のダムに関する経過措置)

2 法附則第二項の規定により多目的ダムとなるダムでその多目的ダムとなる際現に建設中のものについては、同項の建設大臣と共同して当該ダムを建設している者をダム使用権の設定の申請をした者と、当該ダムの建設に要する費用につきすでに定められたその者の負担すべき負担金を法第七条第一項の負担金とみなし、建設大臣は、その者をダム使用権の設定予定者として基本計画を作成しなければならない。

3 前項の多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける電気事業者又は電源開発株式会社の当該ダムの建設に要する費用の負担については、そのダムが多目的ダムとなつた後においても、なお電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第六条の二の規定の例によるものとする。

4 法附則第二項の規定により多目的ダムとなるダムでその多目的ダムとなる際すでに設置されているものについては、国土交通大臣は、当該ダムが多目的ダムとなつた後、遅滞なく、その旨を公示するとともに、同項の建設大臣と共同して当該ダムを設置している者にダム使用権の設定をしなければならない。この場合において、その者が当該ダムの建設に要する費用につき負担した負担金は法第七条第一項の負担金と、法第二十七条及び第二十八条第一項ただし書の規定の適用について、当該ダム使用権の設定は法第十七条の規定による設定とみなす。

5 法附則第三項の政令で定めるダムは、美和ダム、二瀬ダム、鹿野川ダム、目屋ダム、湯田ダム、大野ダム及び市房ダムとする。

6 道の区域内の土地において流水をかんがいの用に供する者は、当分の間、法第十条第一項の負担金の徴収を受ける者の範囲から除かるものとする。

附 則 (昭和三三年一月一三日政令第六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にすでに特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画が作成される

た多目的ダムの建設に要する費用の負担については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三五年三月三一日政令第七号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十一年度の予算から適用する。

2 法附則(昭和三七年六月三〇日政令第二七八号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の五年度の予算から適用する。

2 法附則(昭和三七年六月三〇日政令第二七八号)

附 則 (平成七年一〇月一八日政令第三五九号)

附 則 (平成二五年一二月六日政令第三五九号)

(施行期日)
第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日政令第一七号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二八日政令第九二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第二〇六号)

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年五月三一日政令第一二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年五月三一日政令第一二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二五日政令第二六三号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一二四号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一二四号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二二三号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年八月三日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月六日政令第三三三号)

(施行期日)
第一条 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年十二月十一日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月二八日政令第九二二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二八日政令第九二二号)

(施行期日)
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。